

平成29年2月28日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成29年2月28日
(2) 事業者の氏名又は名称	東京ヤサカ観光バス株式会社 代表者 糸田佳幸
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都北区豊島4-1-1 (本社営業所) 東京都北区豊島4-1-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 10日 車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3
(6) 違反行為の概要	平成28年9月30日及び平成28年10月13日他、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(3)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)運行管理者に対する指導監督義務違反(運輸規則第48条の3)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成29年2月28日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成29年2月28日
(2) 事業者の氏名又は名称	東京ヤサカ観光バス株式会社 代表者 糸田佳幸
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都北区豊島4-1-1 (舍人営業所) 東京都足立区入谷9-18-21
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 10日 車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3
(6) 違反行為の概要	平成28年9月30日及び平成28年10月13日他、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)運行管理者に対する指導監督義務違反(運輸規則第48条の3)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成29年2月28日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成29年2月28日
(2) 事業者の氏名又は名称	西東京観光バス株式会社 代表者保坂潤
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 山梨県甲府市住吉本町1410 (八王子営業所) 東京都八王子市梅坪町190-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 30日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第20条
(6) 違反行為の概要	平成28年4月26日、重大事故惹起を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送(道路運送法第20条)、(2)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点 当該事業者の累積点数 3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成29年2月28日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成29年2月28日
(2) 事業者の氏名又は名称	羽田空港交通株式会社 代表者溝口晴美
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都大田区東糀谷3-15-5 (木更津営業所) 千葉県木更津市本郷1-11-23
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 110日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第20条
(6) 違反行為の概要	平成28年1月27日及び平成28年1月29日他、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送(道路運送法第20条)、(2)運送引受書の保存義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第2項)、(3)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(4)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(5)運行に関する状況把握体制の整備違反(運輸規則第21条の2)、(6)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(7)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(8)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 11点 当該事業者の累積点数 11点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成29年2月28日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局山梨運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成29年2月28日
(2) 事業者の氏名又は名称	沢井観光自動車株式会社 代表者小宮俊次
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 山梨県都留市田野倉23-1 (本社営業所) 山梨県都留市田野倉24-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	平成29年1月25日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)